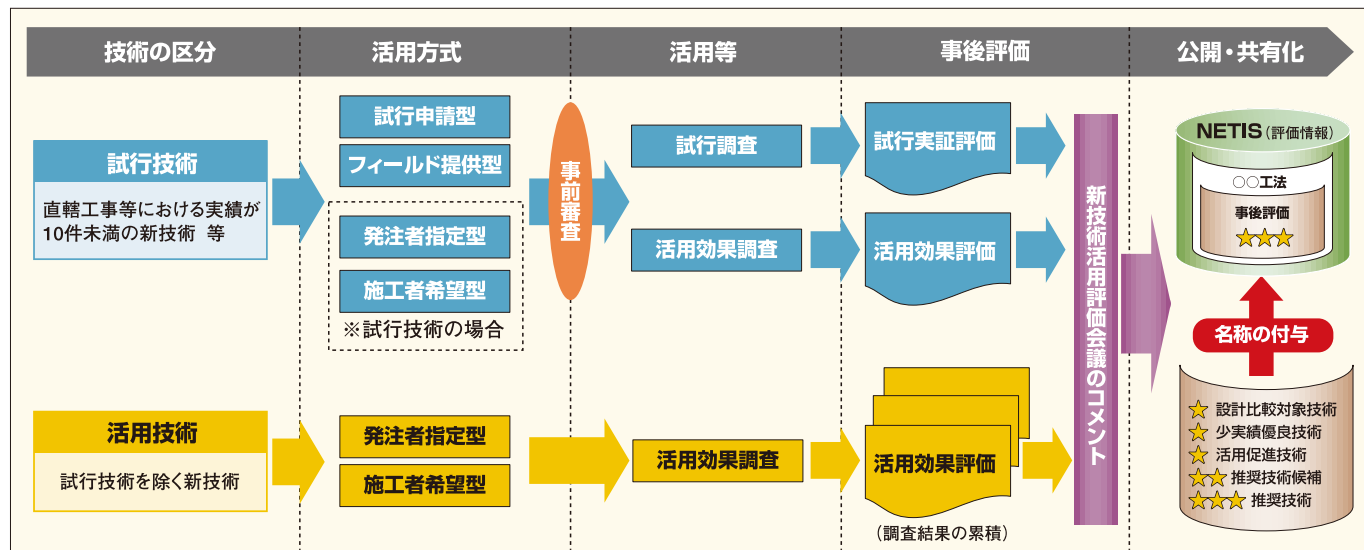


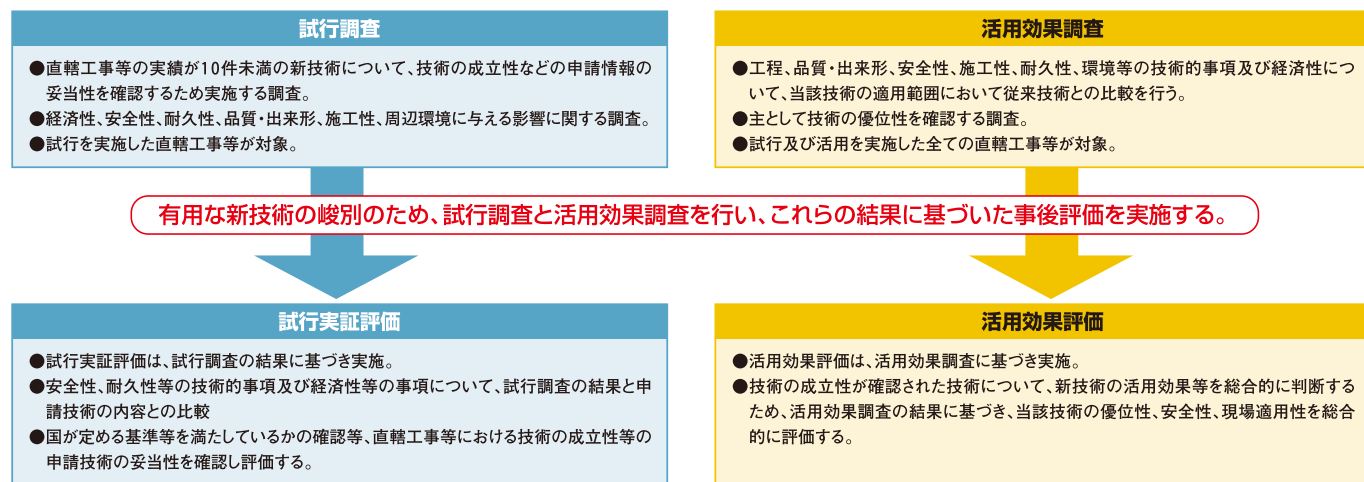
- 試行運用時のタイプ名の扱い**
評価試行方式A・Bタイプ・暫定Bタイプの呼称は廃止。
従来NETIS登録技術を試行または活用するためには、「NETIS (申請情報)-情報種別記号:A」への移行が必要です。
- NETISの掲載期間について**
NETIS (申請情報)の掲載期間は、当初にNETISに登録した翌年度の4月1日から3年間とします。ただし、NETIS (評価情報)に掲載された技術は、NETIS (評価情報)への掲載期間中、NETIS (申請情報)での掲載も継続されます。
NETIS (評価情報)の提供期間は、NETIS (評価情報)に掲載開始された翌年度の4月1日から5年間です。ただし、提供期間中に当該技術の事後評価が実施され、NETIS (評価情報)に反映された場合は、反映された翌年度の4月1日から5年間に掲載期間を更新します。
なお、掲載期間が更新された場合においても掲載期間は、最大10年とします。

Point 3 事後評価の実施の徹底

「公共工事等における技術活用システム」を、事後評価を軸に再編します。今後は、新技術の試行・活用時は必ず「試行調査」あるいは「活用効果調査」の実施を徹底し、適切な時期に事後評価（試行実証評価、活用効果評価）の実施を徹底します。
また、これらの調査及び評価の結果から、改善点等を明確にして、NETIS (評価情報) 上で公開・共有化することにより、技術の育成を促進することを目指します。



■事後評価のNETIS上の公開・共有化までの流れ



Point 4 有用な技術の活用促進

NETIS上の公開・共有化までの流れにより、新技術の試行・評価から活用までの道筋を強化し、事後評価結果に基づき有用な技術については、「設計比較対象技術」「少実績優良技術」「活用促進技術」の名称を付与し、活用の促進を促します。

設計比較対象技術

活用効果評価において、技術の優位性が高く安定性が確認されている技術については、「設計比較対象技術」として位置づけ、設計業務において比較検討する。

少実績優良技術

活用効果評価において、技術の優位性が高いとの評価は得られているものの直轄工事等における実績が少なく技術の安定性が確認されていない技術については、「少実績優良技術」として位置づけ、技術の安定性が確認されるまでの間、活用等に努める。

活用促進技術

評価会議（整備局等）は、優れた技術についてそれぞれの地域における活用促進を図るため、「活用促進技術」を指定する。活用促進技術は、活用効果評価において技術の安定性が確認されている技術のうちから、特定の性能または機能が著しく優れている技術、特定の地域のみで普及しており全国に普及することが有益と判断される技術等に該当する技術から選考される。指定された技術は、「〇〇年度活用促進技術（新技術活用評価会議（〇〇整備局））」という名称を使用できる。

Point 5 インセンティブの明確化

技術のスパイラルアップを促進するため、国土交通省（本省）に設置されている産学官が連携した「新技術活用システム検討会議」において、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術で、かつ活用効果評価が行われている技術を対象に「推奨技術」「推奨技術候補」の選定を行い、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行います。「施工者希望型」によりNETIS登録技術の活用等を行った場合については、発注事務所が適切と判断する場合、施工者の工事成績評定の加点の対象となります。
また、総合評価方式の技術提案において、事後評価において有用とされた新技術の活用等を行う提案があった場合は、加算点の対象となります。

推奨技術・推奨技術候補

本省の新技術活用システム検討会議は、画期的な新技術に対する適正な評価を行い、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、画期的な新技術を対象に「推奨技術」あるいは「推奨技術候補」として選定し、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行う。選定された技術は、「〇〇年度推奨技術（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」または、「〇〇年度推奨技術候補（新技術活用システム検討会議（国土交通省））」という名称を使用できる。

NETISのリニューアルについて

新技術活用システムの内容が更に強化され、本格運用が開始されたことに伴い、国土交通省では、「NETIS (申請情報)」、「NETIS (評価情報)」を公開しています。新しいNETISのホームページを一度ご参照下さい。
(<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/RenewNetis/NewIndex.asp>)

ご不明な点はこちらまで

ご不明な点などありましたら、北海道開発局事業振興部までお問い合わせ下さい。
●北海道開発局 事業振興部 技術管理課 技術活用係 tel 011-709-2311 (内線5652)
●北海道開発局 事業振興部 防災・技術センター技術課 技術情報係 tel 011-851-4270